

第二種特定鳥獣（カワウ）管理計画の概要

令和4年4月
自然環境課

1 計画策定の目的及び背景

平成29年4月に第1期計画を策定し、漁業被害の軽減を図るために、管理の目標を設定し、関係者が連携して各種対策を講じ、一定の効果は認められるものの、県外からの移入個体等により県内の漁業被害の十分な抑制は図られておらず、これまで以上にカワウの適正な管理を推進することが求められている。

現行計画の計画期間が、令和4年3月31日をもって満了することから、引き続き漁業被害の軽減と個体群の安定的維持を図ることを目的として第2期計画を策定するものである。

2 管理すべき鳥獣の種類

カワウ

3 計画の期間

令和4年4月1日～令和9年3月31日

4 管理が行われるべき区域

広島県全域とする。

5 管理の目標及び方針

令和3年度の被害額から段階的に、3割以上減少させることを目標とし、当該目標を達成したのち、さらに令和3年度の被害額の半減を目指し更に対策を実施する。

河川流域や地域特性等を基に設定した4つの管理ユニットごとに目標を設定し、施策を推進する。

6 被害管理に関する事項

被害地での追い払い、着水防止（テグス張り）、魚類の放流方法の工夫、加害個体の銃器捕獲に関する情報の共有、一斉実施等による効果的な対策を行う。

飛来数（着水数）調査、胃の内容物調査等により被害状況を把握し、効果検証する。

7 個体群管理に関する事項

大規模コロニーにおける捕獲等（シャープシューティング）の実施の検討、銃器捕獲の効率的な実施、繁殖抑制（ドライアイス法）の展開について、ユニット単位での情報共有により合意形成、対策手法の普及を推進するとともに、モニタリング調査により現状を把握し、効果検証する。

被害地に近い小規模なねぐら・コロニー等の除去や、ドローンを活用した管理手法の検討・普及を行う

8 生息地管理に関する事項

カワウや魚類にとって適切な生息環境を維持することによる被害軽減のための総合的管理として位置付けられる。魚類の避難場所や生息環境の整備の事例を紹介し、生息地管理を推進する。

9 その他管理のために必要な事項

- ① 管理ユニットごとの目標及び対策については、年度別実施計画に集約し、各地域における実施すべき内容の情報共有、進捗管理等を行うとともに、カワウの生息状況、対策の実施状況等に応じて随時見直す。
- ② 被害地（河川）への飛来・着水数の調査及びねぐら・コロニーごとの生息状況モニタリング調査の結果を各種対策の基礎資料として活用し、地域の状況に応じた対策につなげる。
- ③ 県内の生息状況は、県境を越えたカワウの移動の影響を受けるため、広域的な対策について国に要請するなど、他県との連携を強化する。
- ④ 県カワウ対策協議会、科学部会を設置し、生息状況や被害状況の科学的評価からカワウの適正な管理に努める。